

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改  
正について

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を  
一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成30年2月7日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、総務事務・人事管理総合システムの稼働等に伴い、  
関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

# 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則 の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の理由・概要

総務事務・人事管理総合システムが稼働したこと等に伴い、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則中、履歴書に係る規定を改正する。

## 2 改正の内容

教育職員免許状の授与申請手続における提出書類について、様式を定めている「履歴書」の他に「これに相当する書類」を追加する。

## 3 施行期日

公布の日

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第十二号、第十二条第一項第五号、第十二条の二第七号及び第十三条第一項第五号中「様式第五）」の下に「又はこれに相当する書類」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新  
(普通免許状授与の出願)  
第十一条 略  
2 前項第三号の所要資格を証する書類は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ当該各号に定める書類とする。  
一 一 略  
二 昭和六十三年改正法附則第八項  
履歴書(様式第五) 又はこれに相当する書類  
三 以下 略  
(普通免許状の授与のための教育職員検定の出願)  
第十二条 普通免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号の規定は、第三号又は第八号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。  
一 一 四 略  
五 履歴書(様式第五) 又はこれに相当する書類  
六 以下 略  
2 略  
(特別免許状の授与のための教育職員検定の出願)  
第十二条之二 特別免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第五号の規定は教員としての経験を有しない者に、第九号の規定は第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。  
一 一 六 略  
七 履歴書(様式第五) 又はこれに相当する書類  
八 以下 略  
(臨時免許状の授与のための教育職員検定の出願)  
第十三条 臨時免許状の授与のための教育職員検定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第七号の規定は、第三号に掲げる書類中に記載された氏名及び本籍地を変更していない者には適用しない。  
一 一 四 略

旧  
(普通免許状授与の出願)  
第十一条 略  
2 同上  
一 一 十一 略  
二 昭和六十三年改正法附則第八項  
履歴書(様式第五)  
三 以下 略  
(普通免許状の授与のための教育職員検定の出願)  
第十二条 同上  
一 一 四 略  
五 履歴書(様式第五)  
六 以下 略  
2 略  
(特別免許状の授与のための教育職員検定の出願)  
第十二条之二 同上  
一 一 六 略  
七 履歴書(様式第五)  
八 以下 略  
(臨時免許状の授与のための教育職員検定の出願)  
第十三条 同上  
一 一 四 略

2 五 履歴書（様式第五）又はこれに相当する書類  
六以下 略

2 五 履歴書（様式第五）  
六以下 略